

法改正 情報	2025年度版 よくわかる社労士 合格テキスト4 雇用保険法
-------------------	---

11374

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	285		「2. 給付制限期間」の(2)の記載を	合格テキスト別紙1 の内容に変更してください。

合格テキスト別紙1 (雇用P. 285)

(2) 正当な理由なく自己の都合により退職した場合（退職日が令和7年4月1日以降である場合）

原則	1か月
退職した日から遡った 5年間 のうちに 2回以上 （離職日を基準とする。）、正当な理由なく自己の都合により退職している場合	3か月*

※ 「受給資格の決定を受けた者が、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、2か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再離職した場合」又は「受給資格の決定を受けた者が、適用事業所において、2回以上再離職を繰り返し、かつ、新たな受給資格を取得することがない場合であって、当該適用事業所に被保険者として雇用されていた期間が合算して2か月以上ある場合」は1か月

以 上

法改正 情報

2025年度版 よくわかる社労士 合格テキスト4 雇用保険法

11374

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	P27下から4行目～P28の7行目までを 合格テキスト別紙1 の内容に変更してください。			
	28	8行目及び 9行目	<u>休業開始時賃金証明書</u>	<u>休業等開始時賃金証明書</u>
		9行目	<u>休業開始時賃金証明票</u>	<u>休業等開始時賃金証明票</u>
	42	表の「種類」 の列	雇用保険被保険者休業開始時賃金 証明書※ ²	<u>休業等開始時賃金証明書(則14条の 2)※²</u>
			雇用保険被保険者休業・所定労働時 間短縮開始時賃金証明書	<u>休業等開始時賃金証明書(則14条の 3)</u>
		表の「提出 期限」の列	介護休業給付又は初回の育児休業 給付	介護休業給付、初回の育児休業給付 又は初回の育児時短就業給付
	43	7行目	及び育児休業給付支給申請が	及び育児休業等給付支給申請が
	「2. 休業開始時賃金証明票の交付(則14条の2, 3項)」の上の部分を 合格テキスト別紙2 の 内容に変更してください。			
	51	下から 5行目	2. <u>休業開始時賃金証明票の交付</u>	2. <u>休業等開始時賃金証明票の交付</u>
		下から 4行目	休業開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書
		下から 3行目		
		下から 3～2行目	雇用保険被保険者 休業開始時賃金 証明票 (以下「 休業開始時賃金証明 票 」という。)	雇用保険被保険者 休業開始時賃金 月額証明票・所定労働時間短縮開始 時賃金証明票 (以下「 休業等開始時 賃金証明票 」という。)
	52	概要 1行目	<u>休業開始時賃金証明票</u>	<u>休業等開始時賃金証明票</u>
		概要 図中	<u>休業開始時賃金証明書</u>	<u>休業等開始時賃金証明書</u>
			介護休業給付又は初回の育児休業 給付の支給申請書を	介護休業給付、初回の育児休業給付 又は初回の育児時短就業給付の支 給申請書を
<u>休業開始時賃金証明票</u>			<u>休業等開始時賃金証明票</u>	

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	52	4]及び1.のタイトル行を下記の内容に変更してください。		
		4]特定理由離職者又は特定受給資格者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出 1. 休業等開始時賃金証明書の提出（則14条の3,1項）		
		下から 7～5行目	雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(以下「休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書」という。)	休業等開始時賃金証明書
	53	5行目	2. 休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書の交付	2. 休業等開始時賃金証明書の交付
		7行目及び 8行目	休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書
		9行目	雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書
		概要 1行目	休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書
		概要 図中	休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書
			休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書
	下から 4行目	雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書	
	54	2～3行目	雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書
	238	下から 5行目	休業開始時賃金証明書等	休業等開始時賃金証明書等
	245	10行目	被保険者又はその配偶者が、	被保険者又はその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「育児休業等給付」の規定において同じ。)が、
	246	下から 11～10行目	終了した場合」等一定の	終了した場合」「出向日の前日に育児休業をしている場合であって出向日以後も引き続き被保険者として育児休業をするとき」等一定の
251	下から 5～3行目	(以下「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」という。)に休業開始時賃金証明書等	(以下「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書」という。)に休業等開始時賃金証明書等	

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	252	3行目	<u>休業開始時賃金証明票</u>	<u>休業等開始時賃金証明票</u>
		「・育児休業給付金の支給申請手続のまとめ」の表中	育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書	育児休業給付受給資格確認票・(初回) <u>育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書</u>
			<u>休業開始時賃金証明票</u>	<u>休業等開始時賃金証明票</u>
	254	下から8行目	その労働契約が満了する	<u>その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了する</u>
	257	下から13行目	8週間を経過する日の翌日	<u>8週間を経過する日（当該子について2回目の出生時育児休業をした場合にあつては、当該休業を終了した日、当該子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該休業を開始した日から当該休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が28日に達した場合にあつては、当該達した日）の翌日</u>
		下から11～10行目	(以下「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書」という。)に休業開始時賃金証明票	(以下「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書」という。)に <u>休業等開始時賃金証明票</u>
		下から5～4行目	育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書	育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/ <u>出生後休業支援給付金支給申請書</u>
	258	「・出生時育児休業給付金の支給申請手続のまとめ」の表中	<u>出生の日（出産予定日前に出生したときは出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から、当該日から起算して2箇月を経過する日の属する月の末日まで</u>	<u>次の①②③の日の翌日～当該日から起算して2箇月を経過する日の属する月の末日まで</u> ① <u>子の誕生日（出産予定日前に出生した場合は出産予定日）から起算して8週間を経過する日</u> ② <u>同一の子について2回目の出生時育児休業をしたときは当該休業終了日</u> ③ <u>同一の子について合算して28日以上の出産時育児休業をしたときは当該28日到達日</u>
			育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書	育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/ <u>出生後休業支援給付金支給申請書</u>
			<u>休業開始時賃金証明票</u>	<u>休業等開始時賃金証明票</u>

科目	P	行等	改正前	改正後	
雇用	258	下から11行目	育児休業給付金の支給申請の	<u>被保険者は、育児休業給付金の支給申請の</u>	
		下から5行目	出生時育児休業給付金の支給申請の	<u>被保険者は、出生時育児休業給付金の支給申請の</u>	
	261	「1. みなし被保険者期間算定の特例」の上に 合格テキスト別紙3 の内容を追加してください。			
		下から10行目	<u>1. みなし被保険者期間算定の特例</u>	<u>2. みなし被保険者期間算定の特例</u>	
		「2. 対象期間」の上に 合格テキスト別紙4 の内容を追加してください。			
	262	下から2行目	<u>2. 対象期間</u>	<u>3. 対象期間</u>	
		表の下	<u>3. 支給限度</u>	<u>4. 支給限度</u>	
	262	「 2 支給額(法61条の10,6項)」の上に 合格テキスト別紙5 の内容を追加してください。			
		263	最終行の下に 合格テキスト別紙6 の内容を追加してください。		
	265	2行目	「支給限度額」という	「 <u>支給限度額(459,000円)</u> 」という	
		「1. みなし被保険者期間算定の特例」の上に 合格テキスト別紙7 の内容を追加してください。			
		下から14行目	<u>1. みなし被保険者期間算定の特例</u>	<u>2. みなし被保険者期間算定の特例</u>	
		「2. 支給対象月」の上に 合格テキスト別紙8 の内容を追加してください。			
		下から6行目	<u>2. 支給対象月</u>	<u>3. 支給対象月</u>	
		最終行の下に 合格テキスト別紙9 の内容を追加してください。			
	266	Iの4行目	支給限度額を超える	<u>支給限度額(459,000円)</u> を超える	
	267	概要 の表中 下から1行目	算定された給付金額+支給対象月の賃金>支給限度額	算定された給付金額+支給対象月の賃金> <u>支給限度額(459,000円)</u>	
		最終行の下に 合格テキスト別紙10 の内容を追加してください。			
	286	「4. 特例受給資格者の場合」の上に 合格テキスト別紙11 の内容を追加してください。			
	298	概要 の表の下に 合格テキスト別紙12 の内容を追加してください。			

合格テキスト別紙1 (雇用P. 27~28)

(特例高年齢被保険者に対する休業等開始時賃金証明書の特例)

1. 特例高年齢被保険者は、(1)から(3)に掲げる場合に応じ、(1)から(3)に定める日までに、休業等開始時賃金証明書に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該特例高年齢被保険者を雇用する事業主については、第14条の2第1項〔事業主による休業等開始時賃金証明書の提出〕の規定は、適用しない。
 - (1) 特例高年齢被保険者が法第61条の4第1項に規定する介護休業を開始した場合
…当該特例高年齢被保険者が介護休業給付金支給申請書の提出をする日
 - (2) 特例高年齢被保険者が法第61条の7第1項に規定する育児休業（同一の子について**2回以上**の育児休業をした場合にあっては、**初回**の育児休業に限る。）を開始した場合
…当該特例高年齢被保険者が育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書又は育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書の提出をする日
 - (3) 特例高年齢被保険者が初回育児時短就業を開始した場合（当該特例高年齢被保険者が育児休業給付金の支給を受けていた場合であって当該育児休業給付金の支給に係る育児休業の終了後に引き続き当該育児休業の申出に係る子について初回育児時短就業をしたとき及び出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合であって当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業の終了後に引き続き当該出生時育児休業の申出に係る子について初回育児時短就業をしたときを除く。）であって、育児時短就業給付金の支給を受けようとするとき
…当該特例高年齢被保険者が育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書の提出をする日

合格テキスト別紙2 (雇用P.51)

3 被保険者の介護休業、育児休業又は育児時短就業開始時の賃金の届出

1. 休業等開始時賃金証明書の提出 (則14条の2, 1項)

☆☆☆

事業主は、i から iii に掲げる場合に応じ、当該 i から iii に定める日までに、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書（以下「休業等開始時賃金証明書」という。）に必要書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

- i その雇用する被保険者（**短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。**以下3及び4において同じ。）が法第61条の4第1項〔**介護休業**〕に規定する休業を開始した場合
…当該被保険者が**介護休業給付金支給申請書の提出をする日**
- ii その雇用する被保険者が法第61条の7第1項〔**育児休業**〕に規定する休業（同一の子について**2回以上**の同項に規定する休業をした場合にあつては、**初回の休業**に限る。）を開始した場合
…当該被保険者が**育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書又は育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書の提出をする日**
- iii その雇用する被保険者が法第61条の12第1項に規定する**育児時短就業**（同一の子について**2回以上**の同項に規定する就業をした場合にあつては、**初回の就業**に限る。以下「**初回育児時短就業**」という。）を開始した場合（当該被保険者が**育児休業給付金**の支給を受けていた場合であつて当該育児休業給付金の支給に係る**育児休業の終了後に引き続き当該育児休業の申出に係る子について初回育児時短就業をしたとき及び出生時育児休業給付金**の支給を受けていた場合であつて当該出生時育児休業給付金の支給に係る**出生時育児休業の終了後に引き続き当該出生時育児休業の申出に係る子について初回育児時短就業をしたときを除く。**）
…当該被保険者が**育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書の提出をする日**

概要

後述する介護休業給付、育児休業給付及び育児時短就業給付を受給する際に「休業等開始時賃金証明票」が必要となるが、当該証明票は休業等開始時賃金証明書に基づいて作成されるものである。

Check Point!

- 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者については、休業等開始時賃金証明書を提出する必要はない。
- 上記iiiの場合、育児休業給付に係る育児休業終了後に引き続き同一の子について初回育児時短就業を開始したときは、休業等開始時賃金証明書の提出は不要である（既に提出しているため）。

合格テキスト別紙3 (雇用P. 261)

1. 出生後休業支援給付金の対象となる休業

出生後休業支援給付金は、被保険者がその事業主に申し出ることによりする休業であって、**育児休業給付金が支給されるもの又は出生時育児休業給付金が支給されるもの**（以下「**給付対象出生後休業**」という。）をした場合（対象期間内にした当該給付対象出生後休業の日数が**通算して14日以上**である場合に限る。）であって、当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について給付対象出生後休業をしたとき（当該配偶者が当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にした給付対象出生後休業の日数が**通算して14日以上**であるときに限る。）又は被保険者が法第61条の10第2項各号（**1**支給要件等Ⅱ i～iv）のいずれかに該当するときに、支給する。

（則101条の34）

参考

1 支給要件等Ⅰ i の厚生労働省令で定める理由

1 支給要件等Ⅰ i の厚生労働省令で定める理由は、「①出産、②事業所の休業、③事業主の命による外国における勤務、④国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項第2号に該当する交流採用、⑤①から④に掲げる理由に準ずる理由であって、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの」とする。

（則101条の36）

1 支給要件等Ⅱ i の厚生労働省令で定める者

1 支給要件等Ⅱ i の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者がする給付対象出生後休業に係る子が、当該被保険者の配偶者の子に該当しない者
- (2) その他(1)に掲げる者に準ずる者として職業安定局長が定める者

（則101条の37）

1 支給要件等Ⅱ iv の厚生労働省令で定める場合

1 支給要件等Ⅱ iv の厚生労働省令で定める場合は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 配偶者が日々雇用される者である場合
- (2) 配偶者が期間を定めて雇用される者である場合であって、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかであるとき
- (3) 配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する場合であつて、その雇用する事業主にその育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたとき
- (4) その他子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができないことについてやむを得ない理由があると公共職業安定所長が認める場合

（則101条の38）

合格テキスト別紙4 (雇用P. 261)

参考

(「2. みなし被保険者期間算定の特例」の厚生労働省令で定める理由及び日)

「2. みなし被保険者期間算定の特例」の記載中の厚生労働省令で定める理由及び当該理由に応じて厚生労働省令で定める日は、次の(1)(2)に掲げる理由及び当該理由の区分に応じて当該(1)(2)に定める日とする。

(1) 出生後休業の申出に係る子について、労働基準法第65条第1項の規定による産前休業を開始する日前に当該子を出生したこと	当該子を出生した日の翌日
(2) 出生後休業の申出に係る子について、労働基準法第65条第1項の規定による産前休業を開始する日前に当該産前休業に先行する母性保護のための休業をしたこと	当該先行する休業を開始した日

(則101条の41)

合格テキスト別紙5 (雇用P. 262)

参考

(3. 支給限度(1)の厚生労働省令で定める場合)

3. 支給限度(1)の厚生労働省令で定める場合は、被保険者が給付対象出生後休業を合計2回以上する場合とする。

- ・育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給対象となる休業を合計2回以上取得(分割取得)していない場合は、同一の子について出生後休業支援給付金を分割して受給することはできない。

(則101条の39)

(3. 支給限度(2)の厚生労働省令で定める場合)

3. 支給限度(2)の厚生労働省令で定める場合は、「別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで出生後休業が終了した場合で、当該新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合」「出生後休業の申出をした被保険者について出向日の前日に育児休業をしている場合であって出向日以後も引き続き被保険者として育児休業をするとき」等とする。

(則101条の40)

合格テキスト別紙6 (雇用P. 263)

3 支給申請手続 (則101条の42, 1項~4項、6項)

☆☆☆

- I 被保険者は、出生後休業支援給付金の支給を受けようとするときは、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請手続と併せて、育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書又は育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書に当該被保険者の配偶者が法第61条の10第1項第3号又は同条第2項 [1]支給要件等 I iii又はII] に該当することを証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- II Iの規定にかかわらず、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請手続終了後に、出生後休業支援給付金の支給を受けることができるに至った被保険者は、出生後休業支援給付金の支給を受けようとするときは、当該支給を受けることができるに至った日の翌日から起算して**10日以内**に、出生後休業支援給付金支給申請書に当該被保険者の配偶者が法第61条の10第1項第3号又は同条第2項 [1]支給要件等 I iii又はII] に該当することを証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- III I IIの規定にかかわらず、やむを得ない理由のため事業主を経由して育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書、育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書又は出生後休業支援給付金支給申請書(以下「出生後休業支援給付金支給申請書等」と総称する。)の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。
- IV Iの規定にかかわらず、事業主を経由しないで出生後休業支援給付金の支給申請手続を行うことを被保険者が希望するときは、被保険者は、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請手続を終了した日から当該被保険者が出生後休業を開始した日から起算して4箇月を経過する日の属する月の末日までに、出生後休業支援給付金支給申請書に当該被保険者の配偶者が法第61条の10第1項第3号又は同条第2項 [1]支給要件等 I iii又はII] に該当することを証明することができる書類を添えて、事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することができる。
- V 公共職業安定所長は、I からIVまでの規定により出生後休業支援給付金支給申請書等を提出した被保険者が、法第61条の10第1項 [1]支給要件等 I] の規定に該当すると認めたときは、当該被保険者に対して出生後休業支援給付金を支給する旨を**通知**しなければならない。

・ 出生後休業支援給付金の支給申請手続のまとめ

	提出期限	申請書	提出先
育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請手続と併せて行う場合	育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請書の提出期限	育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書 又は 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書	所轄公共職業安定所長
育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請手続終了後に出生後休業支援給付金の支給を受けることができるに至った場合	出生後休業支援給付金の支給を受けることができるに至った日の翌日から起算して 10日 以内	出生後休業支援給付金支給申請書	
被保険者が事業主を経由しない手続を希望する場合	「育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請手続を終了した日」から「当該被保険者が出生後休業を開始した日から起算して 4箇月 を経過する日の属する月の末日」まで	出生後休業支援給付金支給申請書	

合格テキスト別紙7 (雇用P. 265)

1. 支給要件

育児時短就業給付金は、被保険者が、その期間中は法第61条の12第1項に規定する育児時短就業をすることとする一の期間について、その初日及び末日（以下「育児時短就業終了予定日」という。）とする日を明らかにしてする申出（以下「育児時短就業の申出」という。）に基づき、事業主が講じた1週間の所定労働時間を短縮する措置である就業をした場合に、支給する。ただし、育児時短就業終了予定日とされた日（その事業主に申し出ることによって変更された場合にあっては、その変更後の日。（1）及び（2）に該当する場合にあっては、その前日）までに、（1）から（4）に掲げる事由に該当することとなった場合には、当該事由に該当することとなった日（（3）及び（4）に該当する場合にあっては、その前日）後は、育児時短就業給付金は、支給しない。

- (1) 子の死亡その他の被保険者が育児時短就業の申出に係る子を養育しないこととなった事由として公共職業安定所長が認める事由が生じたこと。
- (2) 育児時短就業の申出に係る子が2歳に達したこと。
- (3) 育児時短就業の申出をした被保険者について、産前産後休業期間、介護休業期間又は法第61条の7第1項〔育児休業給付金〕の休業をする期間が始まったこと。
- (4) 育児時短就業の申出をした被保険者について、新たな2歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる就業をする期間が始まったこと。

(則101条の43)

参考

① 支給要件等Ⅰの厚生労働省令で定める理由)

① 支給要件等Ⅰの厚生労働省令で定める理由は、「①出産、②事業所の休業、③事業主の命による外国における勤務、④国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項第2号に該当する交流採用、⑤①から④に掲げる理由に準ずる理由であって、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの」とする。(則101条の44)

① 支給要件等Ⅱの区分)

① 支給要件等Ⅱの区分は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計の常用労働者のうち、65歳未満のものが受けている賃金構造基本統計の調査の結果による1月当たりのきまって支給する現金給与額をその高低に従い、4の階層に区分したものとす。(則101条の45)

合格テキスト別紙8 (雇用P. 265)

(「2. みなし被保険者期間算定の特例」の厚生労働省令で定める理由及び日)
「2. みなし被保険者期間算定の特例」の記載中の厚生労働省令で定める理由及び当該理由に応じて厚生労働省令で定める日は、次の(1)(2)に掲げる理由及び当該理由の区分に応じて当該(1)(2)に定める日とする。

(1) 育児時短就業の申出に係る子について、労働基準法第65条第1項の規定による産前休業を開始する日前に当該子を出生したこと	当該子を出生した日の翌日
(2) 育児時短就業の申出に係る子について、労働基準法第65条第1項の規定による産前休業を開始する日前に当該産前休業に先行する母性保護のための休業をしたこと	当該先行する休業を開始した日

(則101条の46)

合格テキスト別紙9 (雇用P. 265)

参考

(1) 支給要件等 I の「(出生時) 育児休業終了後引き続き育児時短就業をしたとき」
「(出生時) 育児休業終了後引き続き育児時短就業をしたとき」とは、(出生時) 育児休業期間の末日の翌日が初回育児時短就業を開始した日である場合のほか、(出生時) 育児休業期間の末日の翌日から起算して育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内の場合をいう。
(行政手引60504)

合格テキスト別紙10 (雇用P.267)

3 支給申請手続 (則101条の48,1項、9項)

☆☆☆

- I 被保険者は、初めて育児時短就業給付金の支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して4箇月以内に、所定の事項を記載した申請書（以下「育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書」という。）に**休業等開始時賃金証明票**等の必要書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。
- II 被保険者は、Iの届出に係る**育児時短就業をした期間の初日前**に当該届出に係る子について、次のiからiiiまでのいずれかに該当するときは、当該届出の前に、それぞれ当該iからiiiに規定する届出をしなければならない。
- i 育児休業給付金に係る休業をしていた場合であって、育児休業給付金の支給を受けようとするとき…当該休業に係る第101条の30第1項〔育児休業給付金の支給申請手続〕の届出
 - ii 出生時育児休業給付金に係る休業をしていた場合であって、出生時育児休業給付金の支給を受けようとするとき…当該休業に係る第101条の33第1項〔出生時育児休業給付金の支給申請手続〕の届出
 - iii 給付対象出生後休業をしていた場合であって、出生後休業支援給付金の支給を受けようとするとき…当該給付対象出生後休業に係る第101条の42第1項〔出生後休業支援給付金の支給申請手続〕の届出

・育児時短就業給付金の支給申請手続のまとめ

	提出期限	申請書	提出先
初回	支給対象月の初日から起算して 4箇月 以内	育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書 + 休業等開始時賃金証明票	所轄 公共職業安定所長
2回目以降	公共職業安定所長の定めた支給申請を行うべき期間	育児時短就業給付金支給申請書	

(則101条の48,1項、4項)

参考

(支給申請を行うべき期間)

1. 公共職業安定所長は、上記Iの規定により育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書を提出した被保険者が、法第61条の12第1項〔育児時短就業給付金の支給要件〕の規定に該当すると認めるときは、当該被保険者に対して当該支給申請に係る支給対象月について育児時短就業給付金を支給する旨を通知するとともに、その者が支給対象月（既に行った支給申請に係る支給対象月を除く。）について育児時短就業給付金の支給申請を行うべき期間を定め、その者に知らせなければならない。
2. 公共職業安定所長は、1.に規定する支給申請を行うべき期間を定めるに当たっては、1又は連続する2の支給対象月について、当該支給対象月の初日から起算して4箇月を超えない範囲で定めなければならない。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(則101条の48,2項、3項)

合格テキスト別紙11 (雇用P. 286)

参考

- (1) 離職理由による給付制限 ii の厚生労働省令で定める訓練)
(1) 離職理由による給付制限 ii の厚生労働省令で定める訓練は、次の(1)から(4)に掲げる訓練とする。
- (1) 法第60条の2第1項 [教育訓練給付] に規定する教育訓練
 - (2) 公共職業訓練等
 - (3) 則第100条の2 [短期訓練受講費] に規定する厚生労働大臣の定める基準に該当する教育訓練
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、被保険者又は被保険者であった者が自発的に受講する訓練であって、その訓練の内容に照らして雇用の安定及び就職の促進に資するものとして職業安定局長が定めるもの (則48条の2)

(給付制限の解除に係る申出)

受給資格者は、(1) 離職理由による給付制限ただし書 (ii 及び iii に係る部分に限る。) に該当する場合には、失業の認定又は求職の申込みの際に、(1) 離職理由による給付制限 ii の厚生労働省令で定める訓練を開始した日及び修了した日を確認することができる書類その他職業安定局長が定める書類を管轄公共職業安定所の長に提出して、その旨を申し出るものとする。 (則48条の3, 1項)

合格テキスト別紙12 (雇用P. 298)

■ 令和7年度の雇用保険率

事業の種類	雇用保険率	失業等給付及び就職支援法事業分※1	育児休業給付分※2	二事業(就職支援法事業を除く)分※3
一般の事業	1000分の14.5	1000分の7	1000分の4	1000分の3.5
・農林・畜産・養蚕・ 水産の事業 ・清酒製造の事業	1000分の16.5	1000分の9	1000分の4	1000分の3.5
建設業	1000分の17.5	1000分の9	1000分の4	1000分の4.5

※1 失業等給付費等充当徴収保険率 ※2 育児休業給付費充当徴収保険率 ※3 二事業費充当徴収保険率

以上